

# 関原二丁目南町会 地区防災計画

平成 31 年 3 月 策定

令和 5 年 3 月 修正

関原二丁目南町会

# 目次

<b>1. 地区防災計画とは</b> .....	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ.....	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等.....	1
(3) 地区防災計画の構成.....	2
(4) 実践と検証.....	3
<b>2 地区特性</b> .....	4
(1) 地区の成り立ちと現況.....	4
(2) 地震の被害想定.....	8
(3) 水害の被害想定.....	12
<b>3 地震発生時の対応シナリオ</b> .....	15
(1) 地震発生時の対応シナリオ.....	15
(2) 地区防災マップ.....	15
(3) 地区の課題と対応策.....	20
<b>4 水害時の対応シナリオ</b> .....	21
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要.....	21
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ.....	21
(3) コミュニティタイムライン.....	26
<b>5 町会における平時の備え</b> .....	29
(1) 事前対策リスト.....	29
(2) 体制づくり.....	31
※ <b>様式・資料編</b> .....	34
<b>資料1 様式集</b> .....	35
参考様式1 緊急時連絡先一覧表.....	35
参考様式2 備蓄品リスト.....	36
参考様式3 町会年間スケジュール.....	37
参考様式4 防災区民組織名簿.....	38
<b>資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」</b> .....	39
<b>資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）</b> .....	39
<b>資料4 あだち安心電話</b> .....	40
<b>資料5 感震ブレーカーの設置助成</b> .....	41
<b>資料6 防災無線のテレホン案内</b> .....	42
<b>資料7 足立区 LINE 公式アカウント</b> .....	42

# 1. 地区防災計画とは

## (1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が多く、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

一方で、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、関原二丁目南町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「関原二丁目南町会地区防災計画」を平成30年度に策定しました。

また、令和4年度には計画の見直しを行い、コミュニティタイムラインを追加しました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。

## (2) 地区防災計画の対象、範囲等

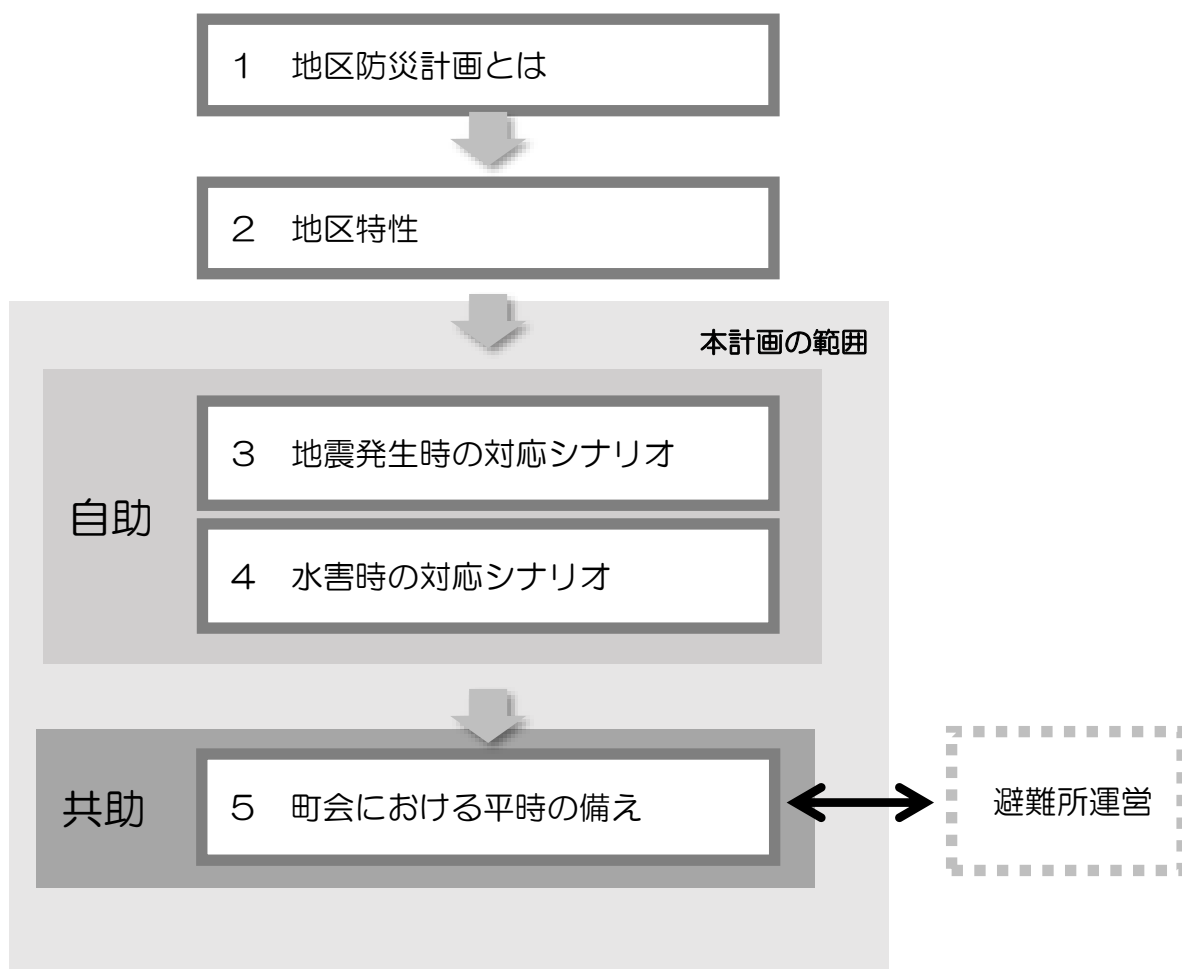
対象とする災害	地震・水害 〔平成30年度は地震に重点をおいて検討〕 〔水害についても記述あり〕
対象とする範囲	関原二丁目南町会 (第一次避難所、避難場所への避難経路も対象)
対象者	関原二丁目南町会の居住者、事業者など町会内にいるすべての人
対象時期	地震；地震発生時～初動活動～避難行動 水害；台風接近時～準備行動～避難行動

### (3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当町会の地区防災マップを作成しました。

「5 町会における平時の備え」では、町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しました。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。



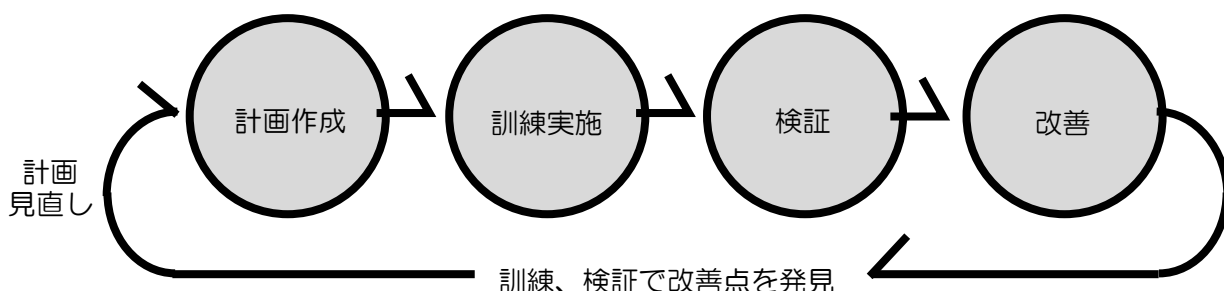
注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

本計画の構成

#### (4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



#### 実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

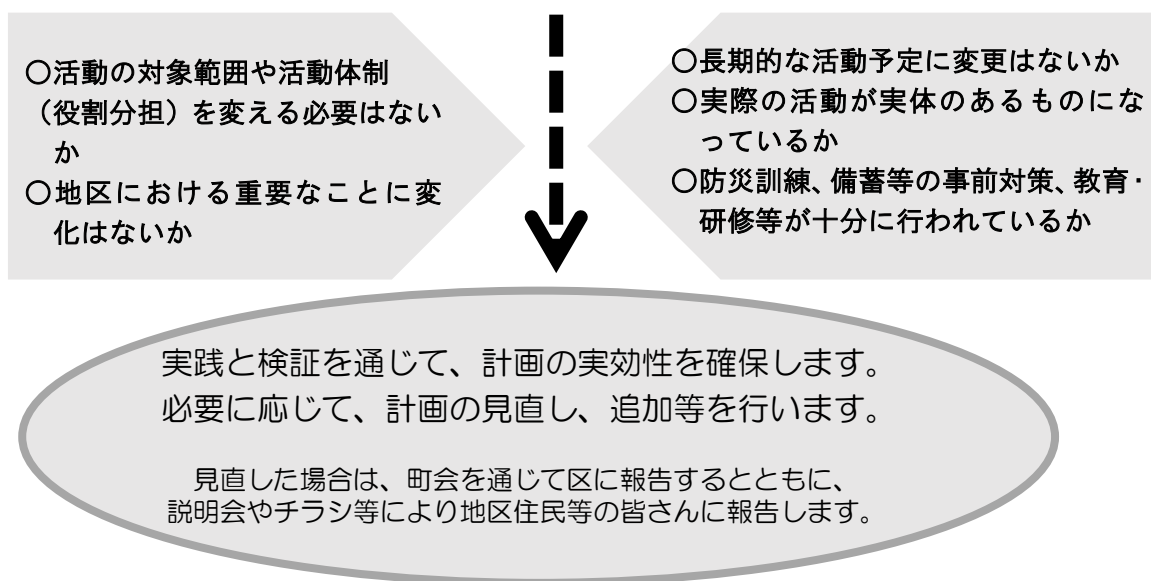
##### ■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難訓練</li> <li>○避難所・避難路・避難場所等の確認</li> <li>○避難経路上の危険箇所の確認</li> <li>○要配慮者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火訓練</li> <li>○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等)</li> <li>○防災資機材取扱訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開設訓練</li> <li>○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)</li> </ul>

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。

#### 検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。



## 2 地区特性

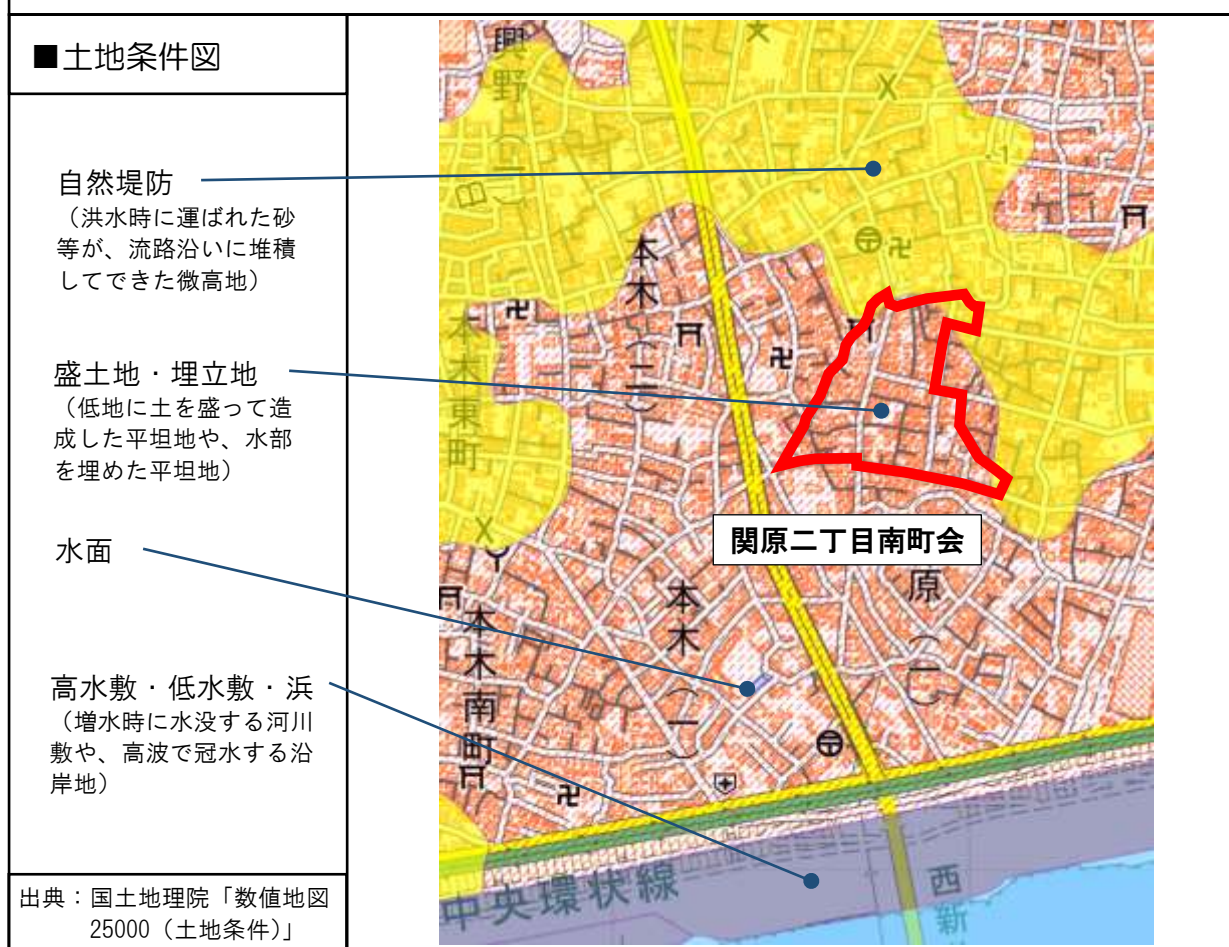
### (1) 地区の成り立ちと現況

#### ① 地形

まわりよりもわずかに高い自然堤防が地区の北側にあるものの、地区の大部分は低地に土を盛った平坦地や水面を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

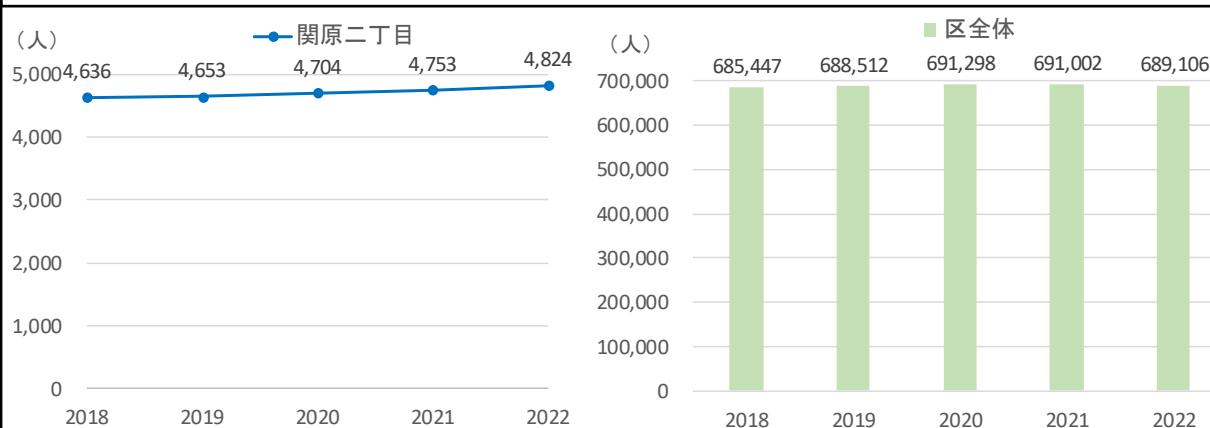


## ② 人口・世帯数

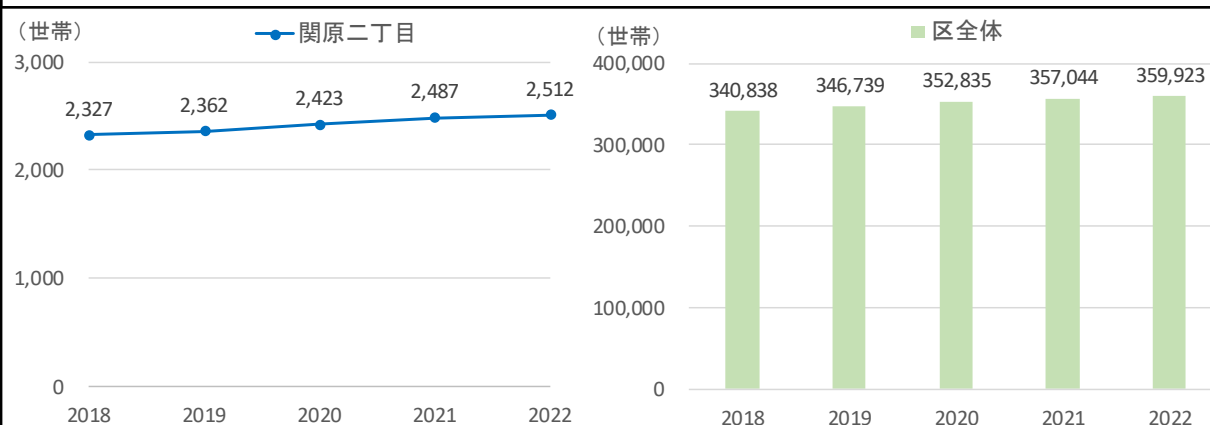
関原二丁目の人口は 4,824 人、世帯数は 2,512 世帯となっています（住民基本台帳、令和 4 年 1 月 1 日現在）。

最近 5 年間の推移を見ると、関原二丁目は人口・世帯数ともやや増加傾向にあります。

### <人口>



### <世帯数>

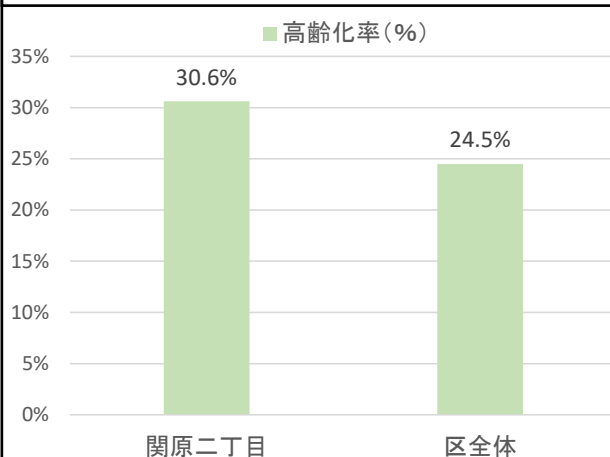


出典：住民基本台帳

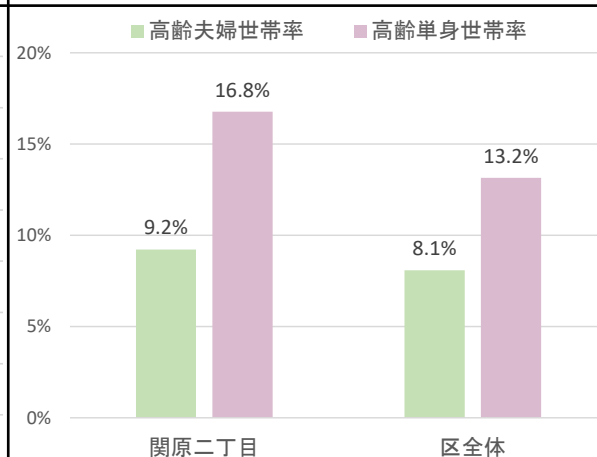
## ③ 高齢化（65歳以上の人口）の状況

関原二丁目の高齢化率及び高齢夫婦世帯の割合、高齢単身世帯の割合（令和 2 年）は、区全体よりも高くなっています。（高齢化率は全体に対する 65 歳以上の割合、高齢夫婦世帯は夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）

### <高齢化率>



### <高齢者世帯の状況>



出典：令和 2 年国勢調査



#### ④ 用途地域都市基盤

地区内の大部分が準工業地域であり、主要道路沿いが近隣商業地域に指定されています。また、全域が新防火指定区域となっています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

区域区分・地域地区等	
	新防火指定



準工業地域 : 主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化が大きい工場は建設できない。

近隣商業地域 : まわりの住民が日用品の買物などをするための地域。住宅や店舗の他に小規模の工場も建てられる。

新防火指定区域 : すべての建築物は準耐火建築物以上に規制される。

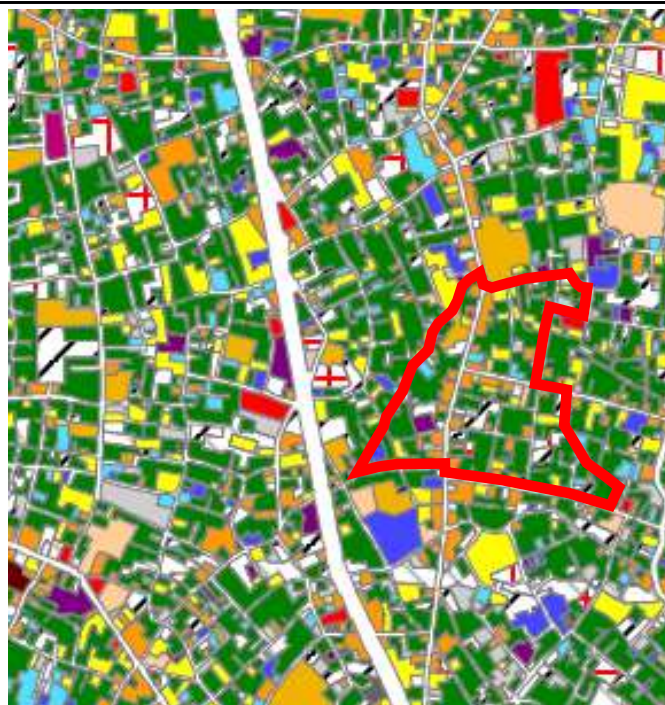
出典 : 「用途地域等指定図」

#### ⑤ 用途別建物現況

建物用途は、独立住宅が最も多く、集合住宅も散在しています。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畑
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典 : 「平成 28 年土地利用現況調査」



## ⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が防火造、耐火造、準耐火造になっていますが、木造建物も点在しています。

<凡例>

### ■ 耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

### ■ 準耐火造

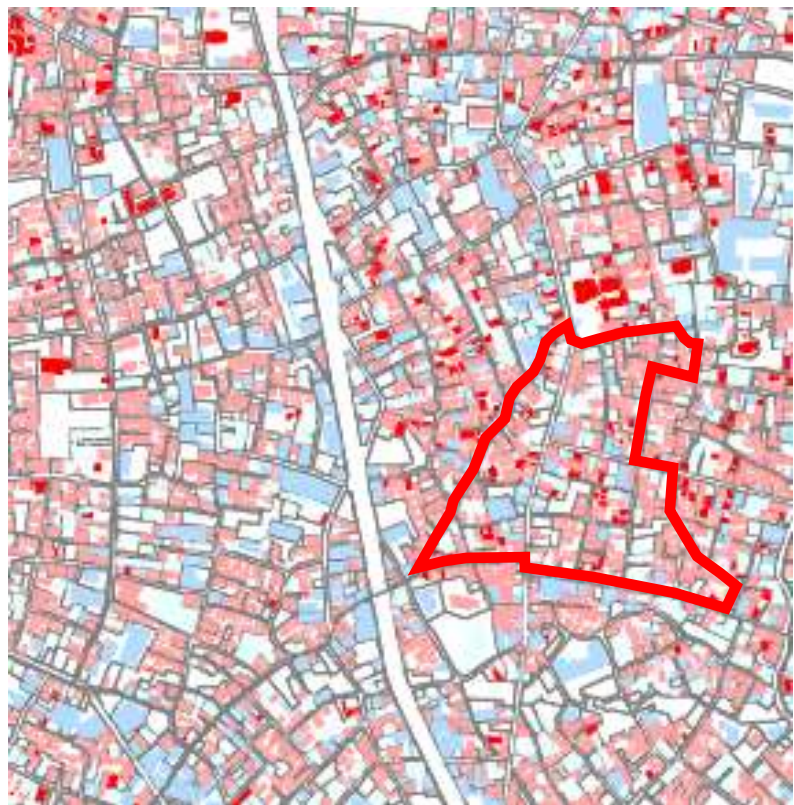
外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料できている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造できているもの、または木造以外で耐火造に属さないもの

### ■ 防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料できているもの

### ■ 木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属さない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

## ⑦ 階数別建物現況

建物は、大部分が 2 階建てですが、集合住宅では 3 階建てが多くなっています。

<凡例>

- 1階
- 2階
- 3階
- 中層階(4～7階)
- 高層階(8階以上)

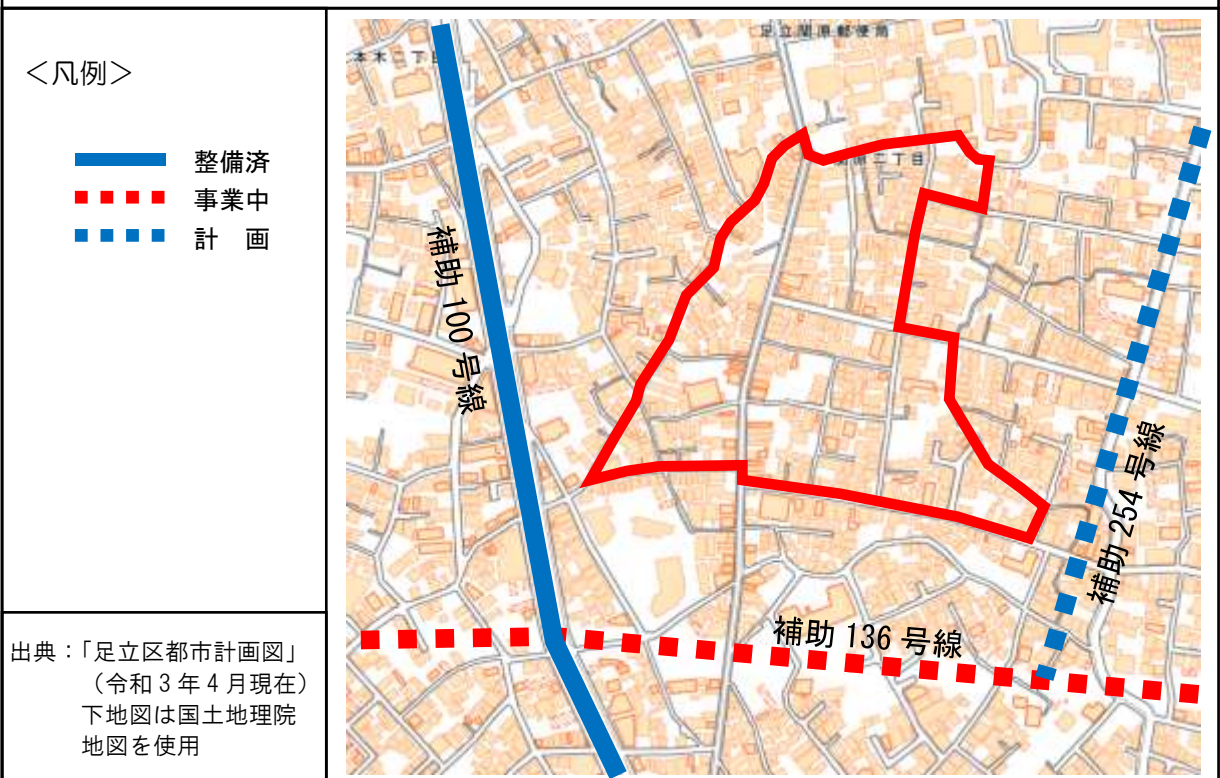


出典：「平成 28 年土地利用現況調査」



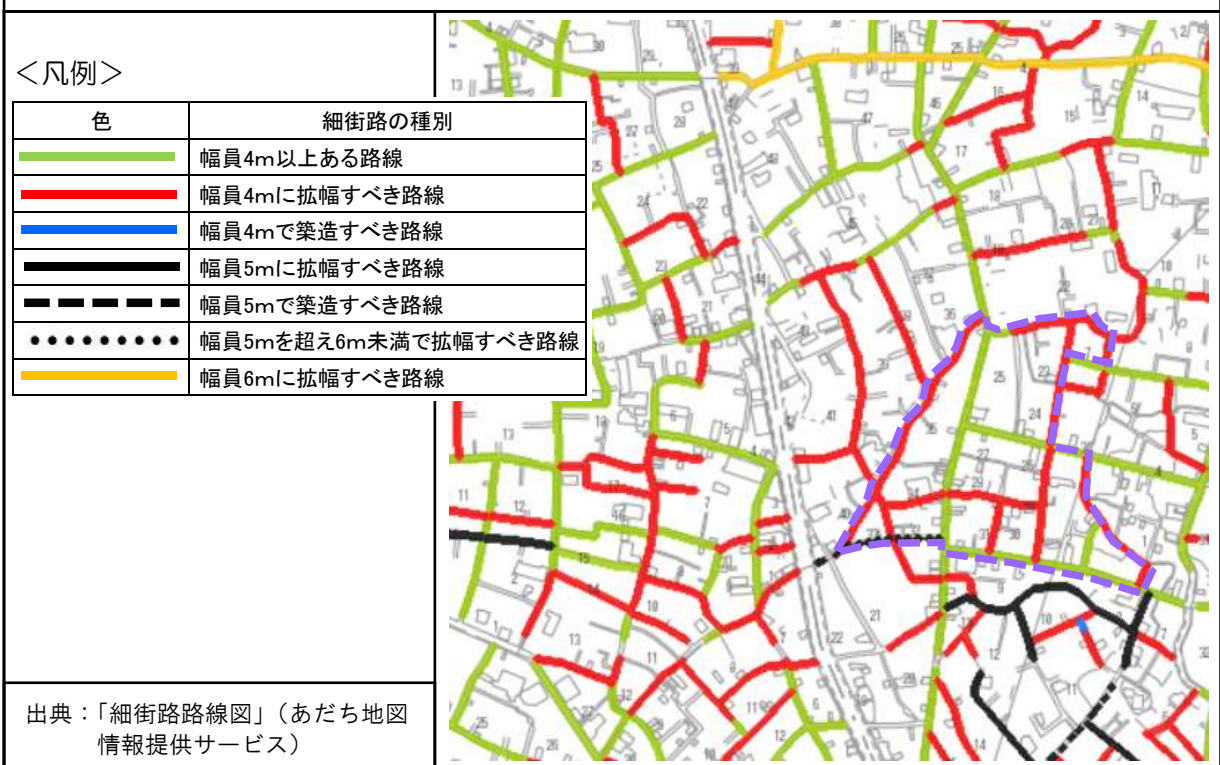
## ⑧ 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、補助 136 号線が地区外の南側を東西に事業中です。また、補助 254 号線が地区外の東側を南北に計画中です。



## ⑨ 細街路の状況

地区内には、幅員 4m 及び幅員 5m を超え 6m 未満で拡幅すべき細街路が残っています。



## (2) 地震の被害想定

### ① 首都直下地震の被害想定概要

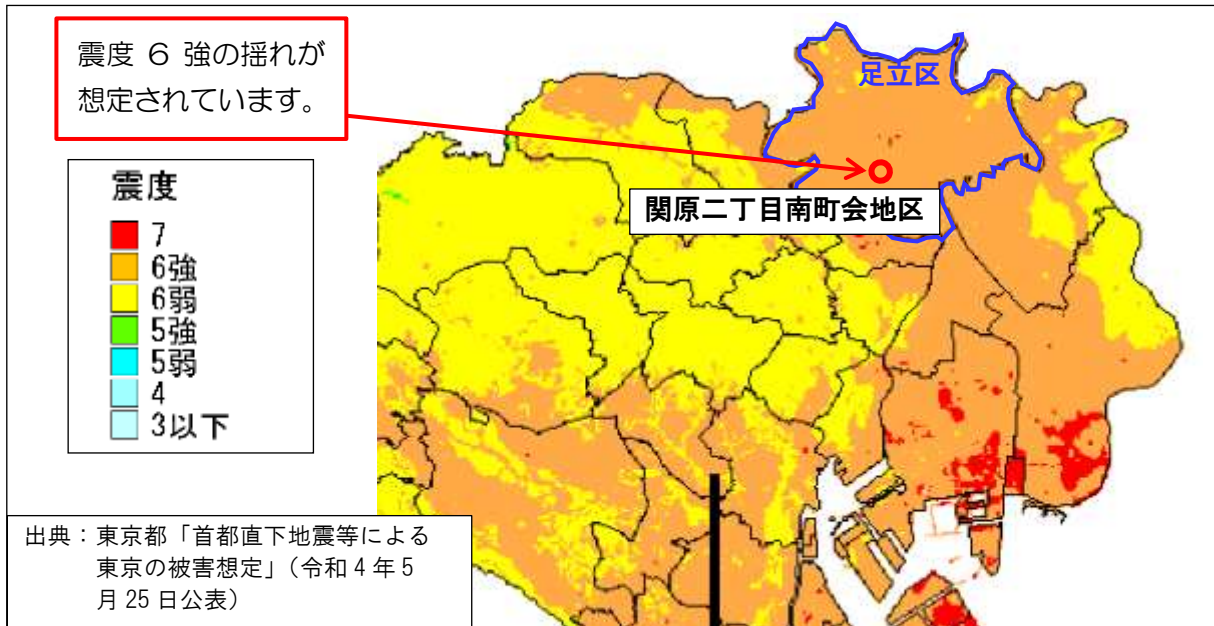
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

#### ■首都直下地震(都心南部直下地震)における足立区の被害想定（M7.3、冬の夕方、風速 8m/秒）

被害区分	被害の規模	参考
死者	795 人	区の夜間人口の 0.11%
負傷者	8,507 人	” 1.2%
建物全壊	11,952 棟	区的全建物棟数の 8.2%
建物焼失	13,546 棟	” 9.3%
避難者	286,932 人	区の夜間人口の 41.3%
帰宅困難者	44,303 人	区の昼間人口の 7.3%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月 25 日公表）

#### ■首都直下地震(都心南部直下地震)の地震動分布



**6強**

**【震度 6 強】**

- はわないと動くことができない飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたりすることがある。

耐震性が高い

耐震性が低い

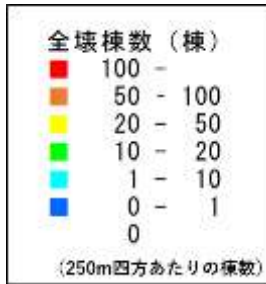
出典：気象庁HP  
「震度の階級」



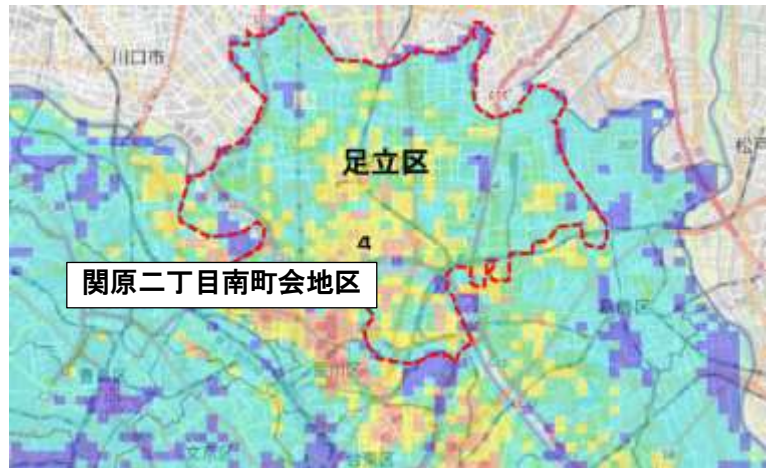
### ■建物全壊棟数

ほぼ全域で 50-100 棟の分布となっています。

<凡例>



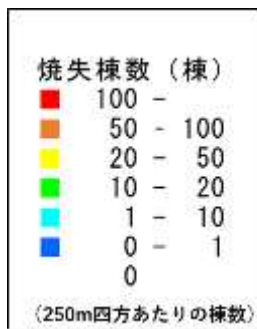
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



### ■建物焼失棟数

100 棟より多い分布となっています。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



### ■液状化危険度

危険度が高い表示となっています。

<凡例>

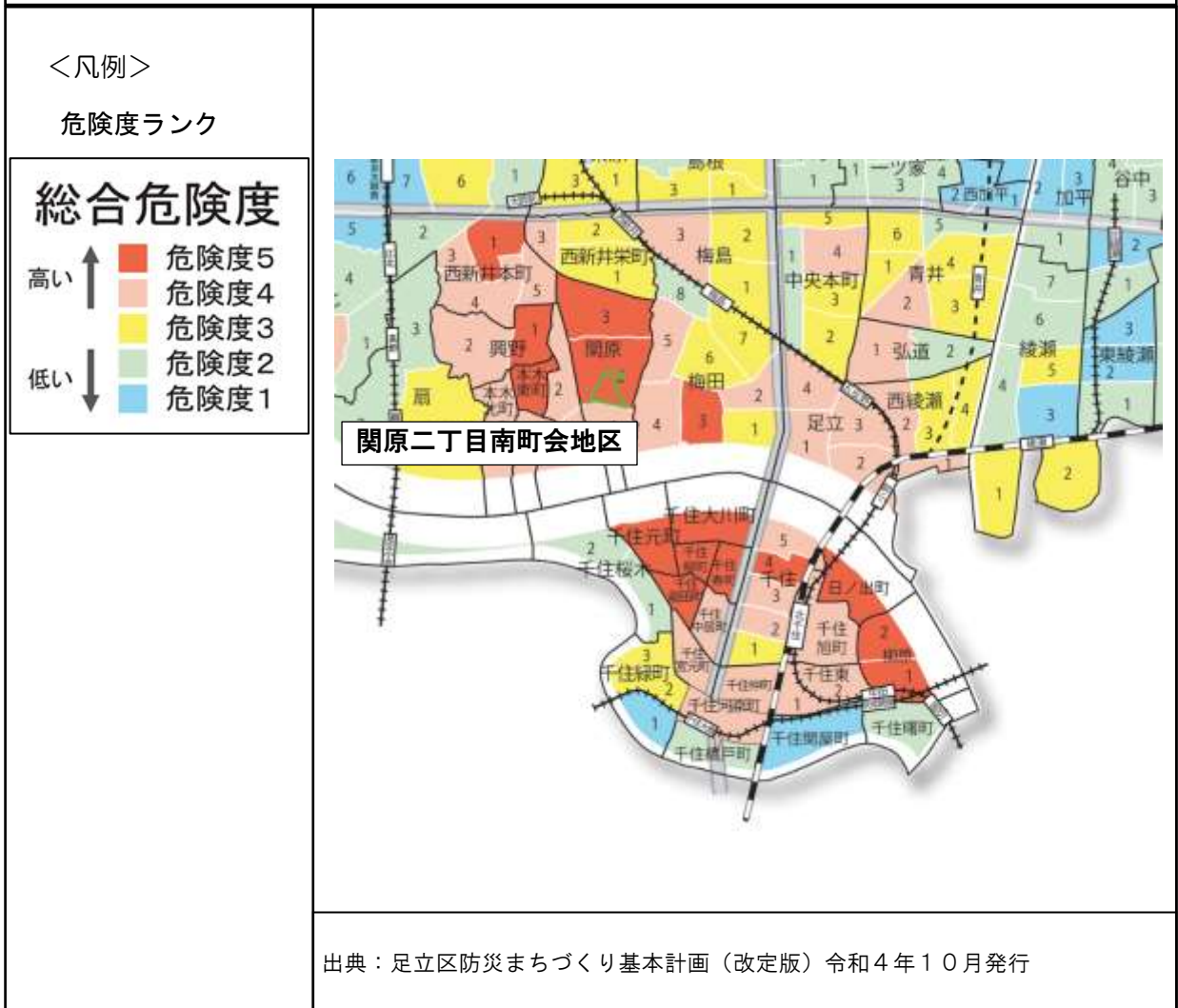


出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）



② 地域危険度

「足立区防災まちづくり基本計画（改定版）令和4年10月発行」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度<sup>※1</sup>について危険度が5となっています。（都内5,192町丁目の中で総合危険度が、関原2丁目は10位<sup>※2</sup>）



※1 総合危険度とは、区民の皆さんのまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたものです。

※2 出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（令和4年9月）



### (3) 水害の被害想定

関原二丁目南町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、芝川・新芝川があります。

#### ① 荒川が氾濫した場合

##### ■最大浸水深

3m以上 5m 未満の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



##### ■浸水継続時間

1日以上3日未満浸水が継続すると想定されています。一部木造家屋等が倒壊する危険性がある範囲に含まれています。





② 利根川が氾濫した場合

■最大浸水深

3m以上 5m未満の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

3日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。





③ 芝川・新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深

0.5m以上 3m未満の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

1日以上3日未満浸水が継続すると想定されています。



### 3 地震発生時の対応シナリオ

#### (1) 地震発生時の対応シナリオ

地震が発生してから、まず自分の身を守り、その後状況に応じて一時集合場所へ避難、さらに避難場所へ避難するなどの対応シナリオとともに、その際の行動の目安をP16、17に整理しています。


#### (2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP18、19に整理しています。

# 地震発生時の対応シナリオ

**【一時集合場所】**  
 関原八幡神社  
 関原二丁目第二児童遊園

一時集合場所は、町会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。




一時集合場所には次の役割があります。

- 1) 二段階避難において
  - ① 情報伝達や各種連絡の場
  - ② 近隣相互の助け合いや安否確認
  - ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難
- 2) 延焼火災の危険がない場合において
  - ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

**【避難場所】**  
 荒川北岸・河川敷緑地一帯


避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



なお、地震時に、荒川方面に避難する際には、津波の発生が懸念されますので、荒川の河川敷に降りる場合、津波の情報収集に努めるなど十分に注意しましょう。

**【第一次避難所】**  
 関原小学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。






が責  
がと日訓  
こ

火災の発生に細心の注意を払いましょう

当町会は、家屋が密集する地域で、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高くなっています。  
火事には特に注意しましょう。

感震ブレーカーを設置しましょう。足立区では感震ブレーカーの設置助成を行っています。

東京ガスでは、震度5以上の地震発生時にガスメータが自動的にガスを遮断しますが、ガスの元栓は閉めるようにしてください。

火が小さいうちに消火器やバケツ、毛布などで消火

ブレーカーを落とす

ガスの元栓を閉める

日頃から、一時集合場所に至る複数の避難経路を確認してください

当町会は、家屋が密集する地域で、狭い道路が多くなっています。  
狭い道路では、ブロック塀や建物倒壊によって、道路が通れなくなる場合が想定されますので、複数の避難経路を確認し、平常時に実際に歩いておくことが重要です。



落ち着いて行動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。  
落ち着いて行動するようにしましょう。  
避難時の服装などに注意しましょう。  
⇒ヘルメット・防災ずきん、帽子  
動きやすい服装、軍手  
履きなれた底の厚い靴  
夜間の懐中電灯



避難の時に、隣近所に声をかけましょう

避難するときには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子供がいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。  
一声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。  
一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



一人ではなく、みんなで助け合って救出活動を行います

ケガや危険を伴うので、救出活動は一人ではなく、複数で行うようにします。  
柱や梁に挟まれた人を発見したら、皆で声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。  
また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。



# 地区防災マップ

凡例

- 町会掲示板
- ★ 消火資機材等の保管場所
- 消火栓
- 防火水槽
- ★ 消火器
- ▲ AED

➡ 避難経路(主要道路)  
※地震・火災時の避難の例



一時集合場所  
(関原八幡神社)

設備など

防火水槽

消火器

消火栓

掲示板



足立成和信用金庫  
本木関原支店  
スタンドパイプ配置



河川敷に避難する場合は、津波による浸水のリスクがあることへの注意が必要

避難場所  
＝荒川北岸・河川敷緑地一帯へ





関原二丁目児童遊園

一時集合場所  
(関原二丁目第二児童遊園)

(C) ミッドマップ東京

※地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）（MMT 利許第 27173 号）を使用したものである。

### (3) 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、町会内での議論を行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

#### ■地区の課題と対応策（平成30年度 地区防災計画策定ワークショップ）

課題（意見含む）	方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川河川敷に避難する場合、津波の危険性を心配する人も多いと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区防災マップには、「河川敷に避難する場合は、津波による浸水のリスクがあることの注意が必要」を記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川河川敷に避難する場合、混雑していることが考えられる。花火大会のときのような状況になるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団で避難することが、かえって避難しにくい場合も想定されるため、臨機応変な対応が重要。</li> <li>荒川河川敷内では、町会で集合する場所を決めておき、小集団や各々で避難することも想定する。</li> <li>ただし、高齢者等に対しては、避難を支援する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地震が起きたときの時間帯によって共助の力も変わってくる。</li> <li>昼間に地震が起こると、地域には高齢者や女性しかいない。東日本大震災は、まさにそのような状況であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の防災人材育成や地域の事業所との協力関係づくり、防災ボランティアの募集など、多様な担い手の確保を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次避難所である関原小学校までが遠い。通れない道路もあるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾竹橋通りが主要な避難経路となることから、地区防災マップに記載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次避難所は、初動活動が行われている段階でも、被災者が集まれば開設・運営せざるを得ない。</li> <li>その場合、マンパワーをすべて初動に投入できなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次避難所に人員を割り当てるケースがあることも想定し、多様な担い手の確保を検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>関原二丁目児童遊園が一時集合場所だということを知っている人は少ないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関原二丁目児童遊園が一時集合場所であることを地区防災マップに記載。</li> <li>関原二丁目児童遊園において、防災イベント等の開催をするなどして周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>関原二丁目第二児童遊園は、関原二丁目児童遊園よりも広く、水もある。カマドベンチや備蓄倉庫などにより防災機能が充実できると良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関原二丁目第二児童遊園を一時避難所として申請することを検討する。</li> <li>→一時集合場所を関原八幡神社、関原二丁目第二児童遊園に変更し、地震発生時の対応シナリオ及び地区防災マップに反映</li> </ul>

## 4 水害時の対応シナリオ

### (1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールを P22、23 に整理しています。

### (2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報を P24、25 に整理しています。



# 水害が予想される場合の防災行動の概要

三密  
対策

## 分散避難

避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

### STEP 1 足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川（荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川）ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を把握しましょう。お持ちでない方には企画調整課、区民事務所で配布しています。くわしくはお問い合わせください。 **問い合わせ先** 企画調整課 企画調整担当 ☎3880-5349



▲区のホームページでも閲覧可

#### 避難方法の判断ポイント！

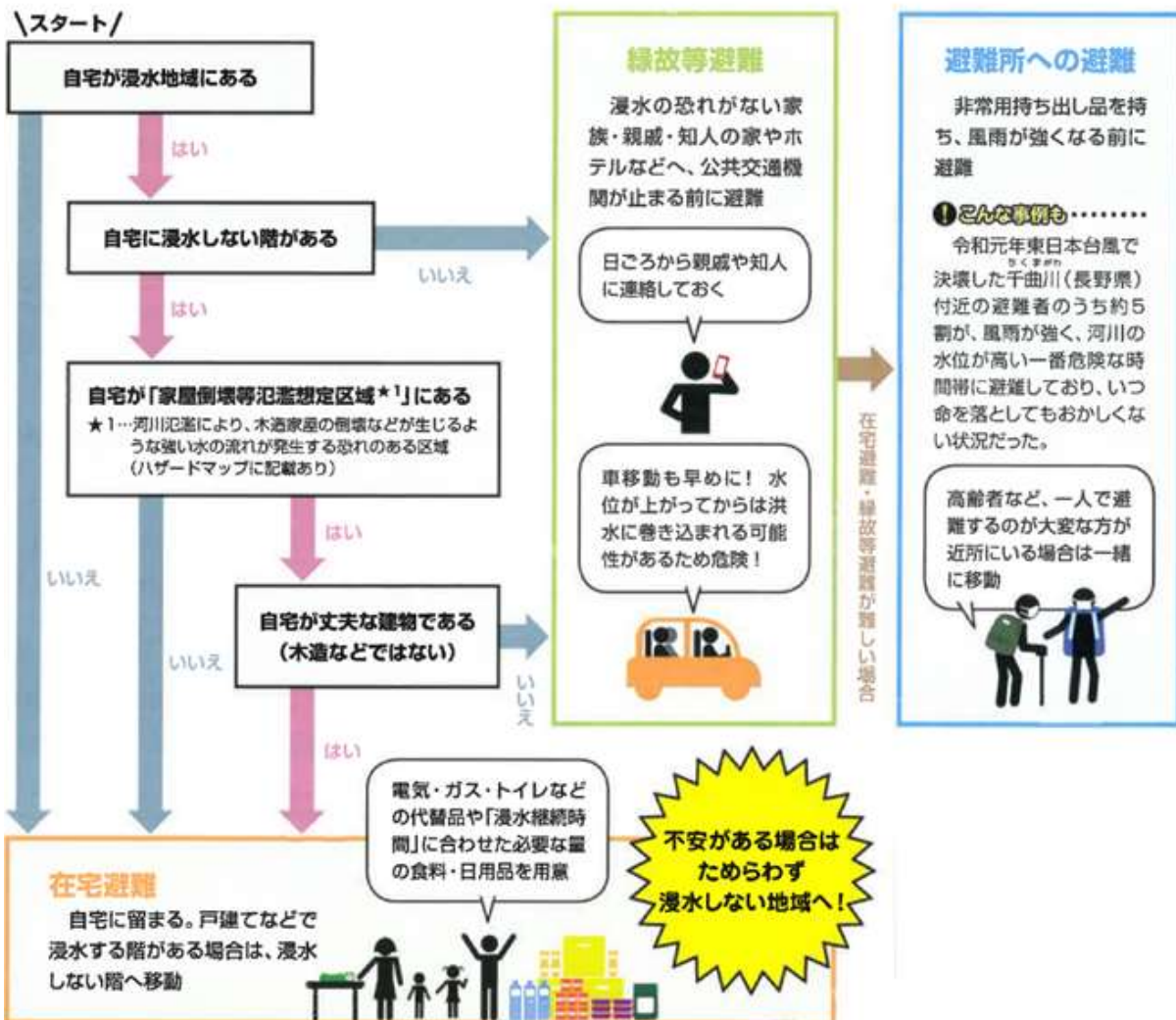
- 浸水深
- 浸水継続時間

河川ごとに確認して、ハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておこう！

例えば、荒川氾濫時、千住地域の最大浸水深は、5m以上（3・4階まで浸水）の所もあれば、3～5m（2階まで浸水）の所も、自宅の場所や住んでいる階などで、避難方法を考えることが重要です。

### STEP 2 自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握したら、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。

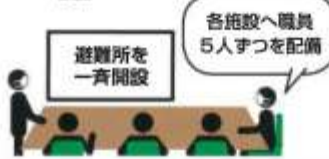


開設／受け付け

### 災害対策本部\*2が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一斉開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置



### 受け付け\*3で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。

- ・検温の実施 **感染症対策**
- ・運営ボランティアを募集 など
- ★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



### ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難中

### 避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。



### 37.5℃以上の方は居室を分ける **感染症対策**

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



### 避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの\*4）や水、タオルなどは必ずご持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



### 物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



### 最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



閉鎖

### 雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。



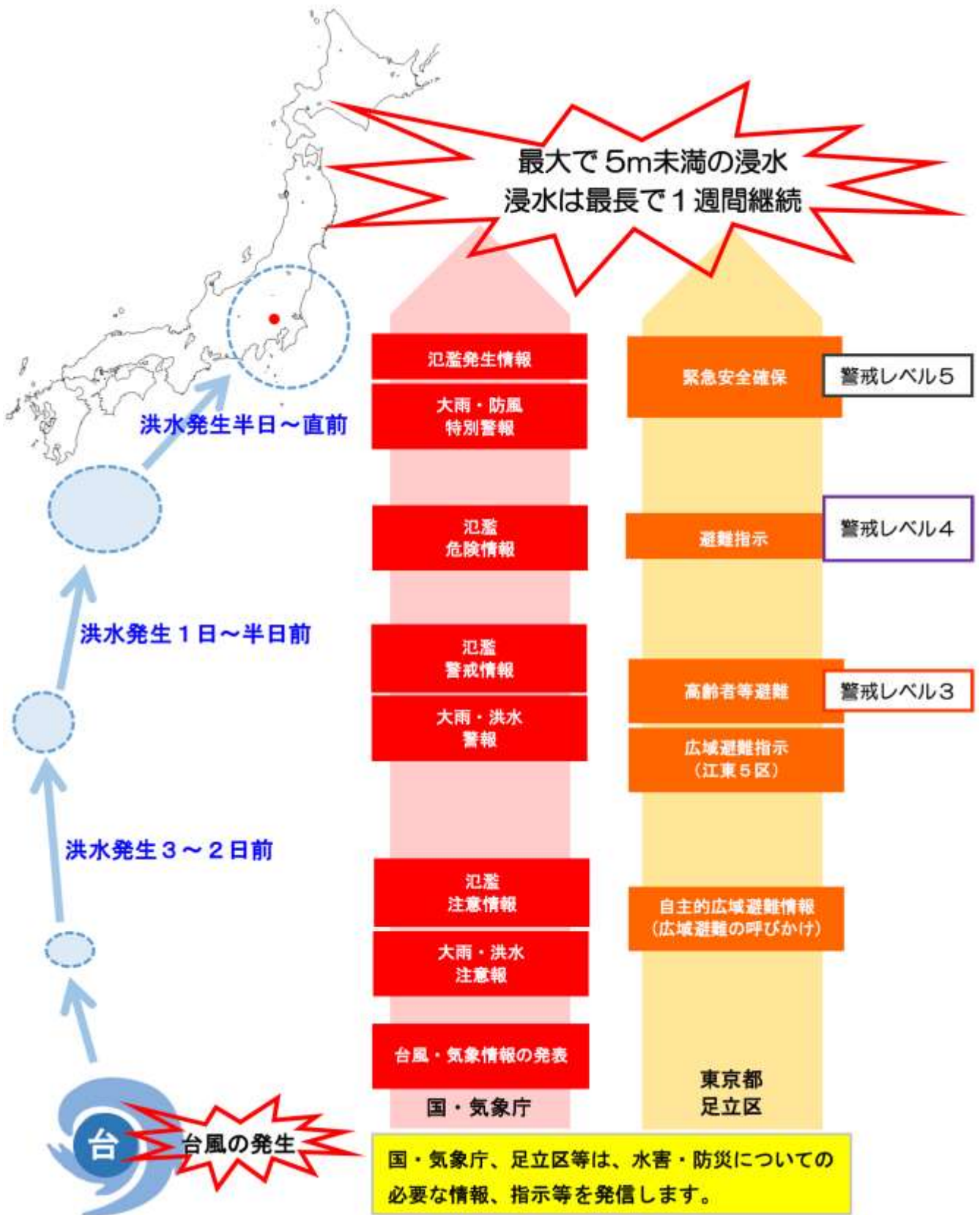
### 身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



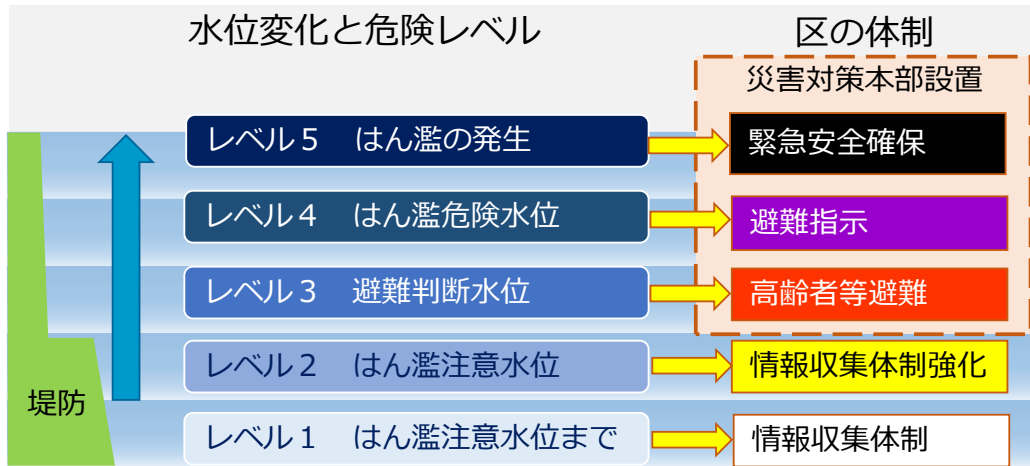


# 水害が予想される場合の対応シナリオ

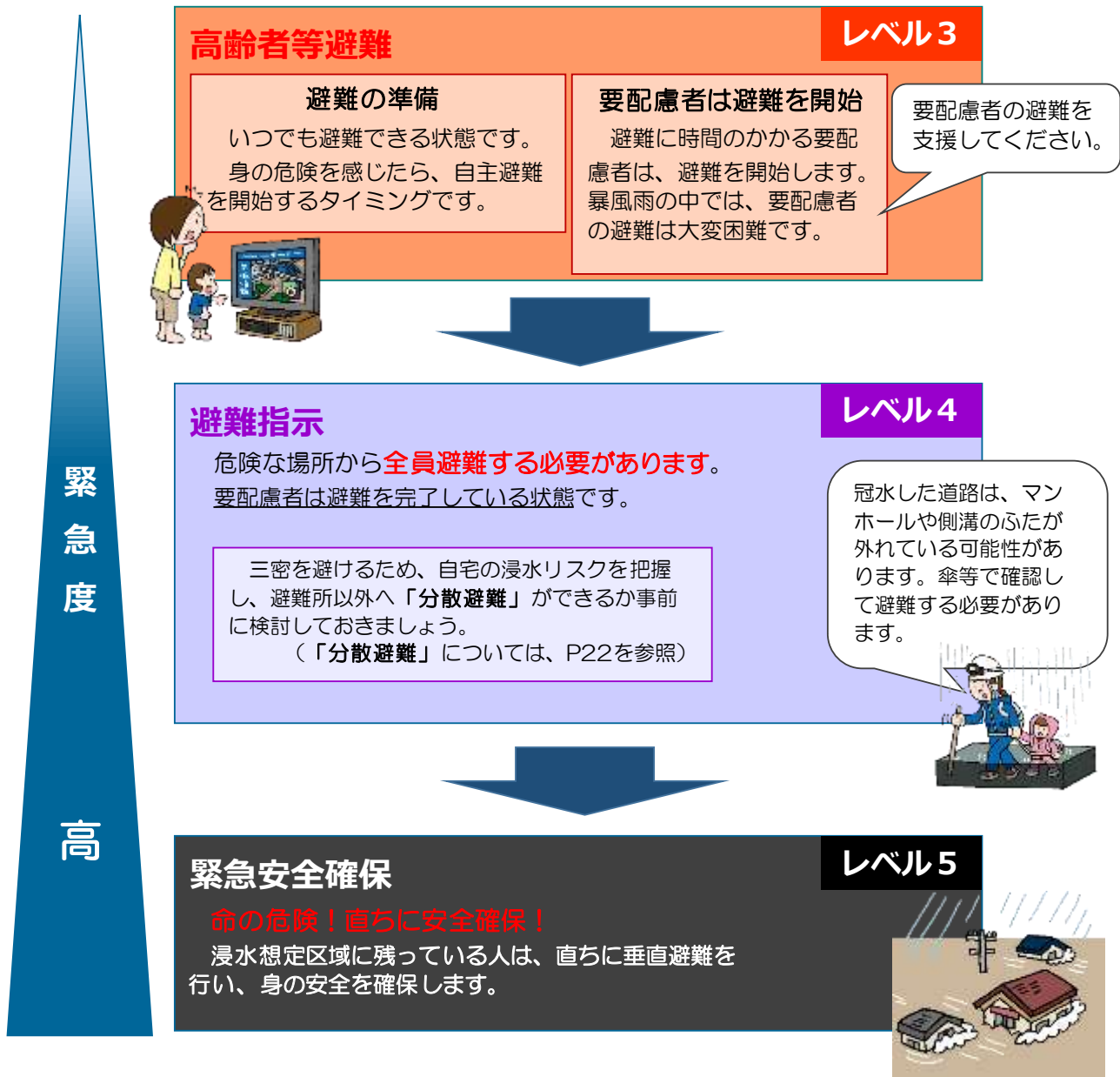




## ■ 水位変化・危険レベルと足立区の体制



## ■ 避難情報について



### (3) コミュニティタイムライン

関原二丁目南町会では、台風の発生から災害の発生までを、ステージ1から5までの5段階に分け「いつ」「誰が」「何を」行うのか、時系列に沿って決めた「荒川氾濫に備えた関原二丁目南町会コミュニティタイムライン」を作成しました（次頁）。

# 荒川氾濫に備えた関原二丁目南町会コミュニティ・タイムライン 本木・関原

足立区役所では、台風の接近から災害の発生までを、現象や情報の発表を基準に、ステージ1から5まで5段階に分け、それぞれの段階で「いつ」「誰が」「何を」行うのか、時系列に沿って定めた「足立区役所管内タイムライン」を作成しています。この「関原二丁目南町会 コミュニティタイムライン」は、足立区庁内タイムラインと連動し、地区で行う対応行動を定めたものです。台風等が接近し、荒川の氾濫による水害の発生が予想される場合の避難行動の目安としてご活用ください。



## 関原二丁目南町会コミュニティタイムライン【本木・関原】

令和4年6月11日時点

タイムライン ステージ	現象・状況	情報 【発信者】	おもな対応			避難する場所
			区役所	町会長	役員・班長・民生委員	
1 関心を 向ける (4日前)	・台風による関東地方への影響の可能性がある	・ニュース【テレビ等】 ・気象・台風情報【気象庁】	・区行事等中止の連絡 ・コロナ渦での避難の注意点を呼びかけ	・情報の確認(テレビ、ラジオ、携帯・スマホ、パソコン等)	・避難方法(分散避難)の確認	-
2 避難に 向けた 準備 (3日前)	・台風による関東地方への影響の可能性がある ・埼玉県秩父周辺で72時間予想雨量が400mmを超過する予想	・ニュース【テレビ等】 ・気象・台風情報【気象庁】	・役員等と連絡を取合えるよう準備をする ・班長や組長に、電話等で要支援者への避難の準備呼びかけを依頼	・役員の準備 ・持ち出し品・備蓄品の準備 ・分散避難先へ連絡	・避難の準備 ・持ち出し品・備蓄品の準備 ・分散避難先へ連絡	・区外や安全な地域の家族・知人宅
3 分散 避難 開始 (2日前)	・台風の首都圏への接近 ・埼玉県秩父周辺で48時間予想雨量が400mmを超過する予想 ・鉄道等で計画運休の検討が始まる	・ニュース【テレビ等】 ・気象・台風情報【気象庁】 ・台風説明会、記者会見等の開催【気象庁】	・災害対策本部の設置 ・縁故避難開始の呼びかけ ・避難所開設時期の決定・開設の準備	・本木・関原地区で危機感共有会議の内容を共有する ・班長や組長に、要支援者含む住民に対して、早めの分散避難の呼びかけを依頼する	・親戚等に連絡し、避難に向けて調整する ・区外の安全な避難場所を確保する	・区外や安全な地域の家族・知人宅
4 高齢者 等避難 開始 (1日前)	・大雨・洪水注意報(東京) ・足立区が暴風域に入る予想	・大雨・洪水注意報【気象庁】 ・高齢者等避難開始の発令【足立区】	・避難所運営を行う	・高齢者等避難開始の発令で、分散避難の呼びかけ終了	【要支援者】 ・避難の開始、徹底【住民】 ・避難の開始	・区外や安全な地域の家族・知人宅 ・指定避難場所
5 避難の 実施 (-12時間前)	・大雨・洪水警報 ・暴風警報 ・避難判断水位超過の見込(治水橋)	・避難指示の発令【足立区】	・避難指示の発令 ・避難所の開設	支援活動の終了 全員避難の徹底<避難情報解除まで戻らない!!>		・自宅や知人宅の2階

台風の最接近・氾濫の発生



## 我が家のタイムライン

いつ	何を	具体的な行動内容
	自宅の台風対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の点検、雨戸の戸締まり</li> </ul>
	非常持ち出し品の用意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3日分の食糧</li> <li>・普段使っている薬</li> </ul>
	避難の実施	どこに 避難方法
	避難完了の報告	誰に どうやって
緊急連絡先	お名前： 電話番号：	(関係： )



## 避難する場所の長所と短所

避難する場所	長所	短所
区外の安全な地域の家族や知人宅	十分な安全を確保できる	移動に時間を要する
・関原小学校 ・第七中学校	地区内にあり、移動しやすい避難所である 区の職員がおり、情報を得られやすい	新型コロナ対策で人数に制約がある 人が集まり密になっ てしまう 洪水時には孤立する
地区内の高層建物・家屋	自宅から近い	事前の協定がないと 入れない場合がある 洪水時には孤立する
自宅・知人宅の2階以上	避難中に被災すること がない	洪水時には孤立する ライフラインが使えな い



## 関原二丁目南町会のみなさんが行うこと

- ・コミュニティタイムラインの赤字で記載した行動・方法が未確定です。
- ・遅くとも台風シーズン(8月～10月頃)までには町会で話し合い、確定させましょう。
- ・町会で使う要支援者名簿を作成しましょう。
- ・コミュニティタイムラインを参考に、家族でも連絡方法や避難の場所について話し合しましょう。
- ・話し合った結果は、左上の表「我が家のタイムライン」に書き込みましょう。
- ・実際に避難する場合は、向こう三軒両隣で避難の声掛けをしましょう。

## 5 町会における平時の備え

### (1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるように、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

#### ■事前対策リスト(自助)

##### <被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れて開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロアの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共有情報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言ダイヤルなど家族の連絡方法の確認

##### <備蓄>

必ず備蓄するもの	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、7日分を推奨）	
避難・救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ビニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

##### <避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常用持出	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資は限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

## ■事前対策リスト(共助)

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火したばかりの火災があったとき</li> <li>・隣近所で消火器での消火、バケツリレー</li> </ul>
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく</li> </ul>
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合人員をリストで確認</li> </ul>
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災延焼時には避難場所に避難</li> <li>・家が無事ならば在宅避難</li> <li>・家が被害の場合は避難所へ</li> </ul>
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定</li> </ul>
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど</li> </ul>
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班長など、先導者が誘導</li> </ul>
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声掛けに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど</li> </ul>
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防団などへ連絡</li> <li>・民生・児童委員との連携</li> </ul>
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援は可能な範囲で</li> </ul>
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認</li> <li>・避難していない在宅避難者もできるだけ把握</li> </ul>
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区、消防団、警察などへ連絡</li> </ul>
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救助、緊急避難等の応急対応が優先</li> </ul>
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会を超える場合もあり</li> </ul>
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える</li> </ul>

※町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。



## (2) 体制づくり

### ① 定期的に防災について話し合う機会づくり

- 地区防災計画で検討した事項を具体化するとともに、毎年、実施状況を振り返る機会として、町会の役員会(例えば年度当初の年間スケジュールを検討する時期など)において、防災について話し合う会合を定例化(町会で話し合う議題の一つとして「防災」を盛り込む)

#### 【今後の取組み】

- 町会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- 町会での話し合いを進める上では、防災に関する情報(行政の防災関連制度含む)も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員の派遣を要請

### ② 町会における(仮称)防災活動推進員の設置

- 地区の防災活動の普及・啓発を担う役割として、(仮称)防災活動推進員などを設置することを検討
- ③以降で示す一時集合場所の検討や、町会役員以外の担い手の確保、町会等のイベントと絡めた防災に関する普及啓発活動など率先する役割を果たす

#### 【今後の取組み】

- 地区防災計画策定後の町会の役員会において、(仮称)防災活動推進員の設置を議題として議論(平成31年度からの活動の開始を目指すなど)
- 地区防災計画のワークショップに参加したメンバーなどを候補することも考えられる。

### ③ 初動体制及び活動

- 一時集合場所：町会の東・西それぞれに一時集合場所を配置

東：関原二丁目第二児童遊園

西：関原八幡神社

※現在、関原二丁目児童遊園が一時集合場所となっているが、これを廃止し、関原二丁目第二児童遊園に変更する方向で検討

- 初動活動の単位：9ある「班」を東・西で分け、それぞれの一時集合場所を拠点として初動活動を実施
- 初動活動：被害状況、安否情報の把握(参集者で情報交換)  
火災発生時の初期消火活動  
家屋倒壊等発生時の救出活動

#### 【今後の取組み】

- 町会の中で関原二丁目第二児童遊園を一時集合場所とすることの合意形成
- 一時集合場所の変更届を区に提出  
(関原二丁目児童遊園⇒関原二丁目第二児童遊園)
- 関原八幡神社を拠点とする班、関原二丁目第二児童遊園を拠点とする班を決定

④ 延焼火災発生時の避難

- ・一時集合場所から集団で避難場所（荒川北岸・河川緑地一帯）へ避難
- ・ただし、状況によっては、各人が個々に避難し、避難場所に集合したのち安否確認

【今後の取組み】

- ・各人が個々に避難するケースを想定し、避難場所での集合ポイントを選定

⑤ 初動活動等の担い手の確保

- ・町会役員以外の担い手の確保を検討

【今後の取組み】

- ・災害時の初動活動において商店街や事業所等との連携可能性を検討（働きかけ）
- ・災害時に初動活動を担う防災サポーターを町会員等から募集することを検討
- ・回覧板や掲示板のほか、町会のイベントの機会を捉えて募集

⑥ 町会のイベントと連携した防災意識の啓発

- ・イベントと併せて防災を学ぶ機会や防災サポーターの募集を企画・検討

■関原八幡神社での取組み

- ・8月第3土曜日の夏祭り（子どもが多く参加）の機会を捉えて、楽しみながら防災を学べるイベントの開催を検討

- 地震体験車の派遣（区へ依頼することができる）
- 社務所での防災DVD（アニメなど）の放映  
（区へDVDの貸し出しを依頼することができる）
- 防災ワークショップ  
（クイズ、災害時に役立つ「紙食器作り」、  
「子ども防災博士」の認定証、スタンプラリーなど）



■関原二丁目第二児童遊園での取組み

- ・同公園は別名「防災果樹公園」であり、果樹の収穫祭を企画するときに、一時集合場所としての周知を兼ねたイベントの開催を検討
  - 消火、救助、救命などの防災技術・知識の習得（消防団とも連携）
  - 防災スタンプラリー

### ■商店街のイベント連携した防災学習

- 商店街では、定期的に朝市などのイベントが行われており、町会の住民の交流の場所となっていることから、地区防災計画のPRを行うブースを設置するなど、防災について啓発する機会として活用することを検討
- 商店街のイベントと合わせて、地域の消火栓などの防災資源をスタンプラリー形式で確認するイベントや商店街から荒川河川敷までウォーキングしながら避難経路を確認するイベントなどを検討

### ⑦ 資機材・備蓄品等の備え

- 計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）
- 関原二丁目第二児童遊園を一時集合場所として変更した際には、周辺も含めて、備蓄倉庫の設置箇所を検討

#### 【現在の資機材の状況】

資器材など	配置場所
可搬消防ポンプ（C級）	関原八幡神社
スタンドパイプ	関原八幡神社

### ⑧ 防災訓練の実施

- 年度当初に町会活動の年間スケジュールを作成する際に、防災訓練を計画し、町会員に周知
- 近隣の事業所等との連携強化を図るため、合同での防災訓練を検討
- 年中行事となっているイベントの企画・準備の会合を行う際は、防災について学ぶ機会や防災サポーターの募集活動などを組み込むことを検討
- 消火など防災技術の向上を図るため、消防団と連携した訓練等の実施を検討

## ※ 様式・資料編

## 資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (関原小学校)		
	病院		

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消火用具					
救出救助 用資機材					
その他					

参考様式 3 町会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、町会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）

年	月	町会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
年	1月		
	2月		
	3月		



## 防災区民組織役員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 （副会長）			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難 誘導部	部長		
	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

## 資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

「足立区防災アプリ」は、防災関係の機能を一つにまとめたスマートフォン対応アプリです。令和4年4月にリニューアルしました。



このアイコンが目印！



※画像はイメージです

【足立区防災アプリの機能】

- ① 避難所の開設・混雑状況をマップ付き、リアルタイムで知ることができます。
- ② 非常時の情報をプッシュ通知でお知らせします。
- ③ GPS機能により、地図で現在位置、避難所の位置などを確認できます。
- ④ 各種ハザードマップや防災マップを搭載しています。

ダウンロードはこちらから⇒ iPhone 端末

Android 端末



同内容のPCサイト（足立区災害ポータルサイト） <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>

## 資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示されたURLにアクセスし、登録することができます。

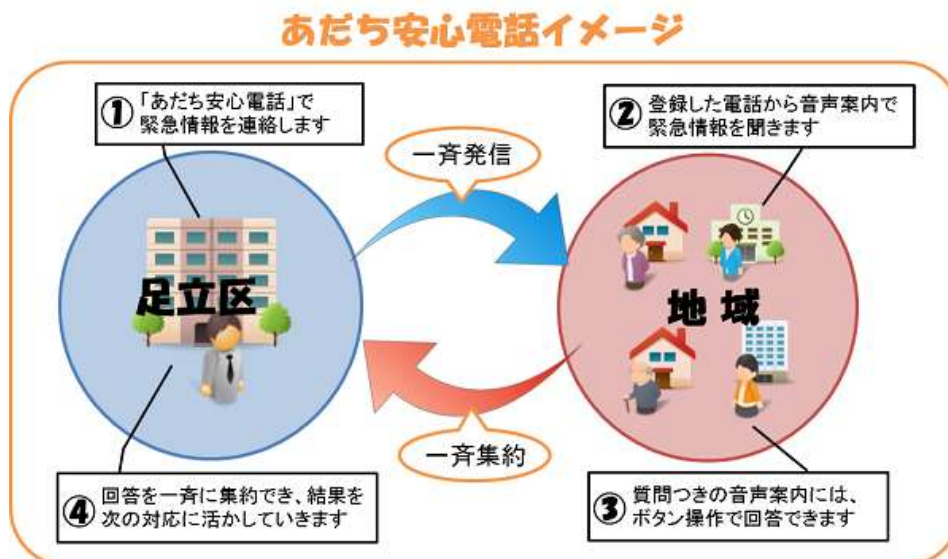
[adachi@sg-m.jp](mailto:adachi@sg-m.jp)



- ・「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

## 資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録受付を開始しました。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

- ① ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



- ② 報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

- ③ 「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課デジタル情報・広告係  
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1  
TEL：03-3880-5514

## 資料 5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約 3 分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

(1) 特定地域（建物倒壊危険度ランクⅡにおいて、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること → 関原二丁目は対象となっています。

(2) 対象世帯

① 一般世帯

特定地域内にある住宅で居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）

② 特例世帯

上記①一般世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯もしくは賃貸住宅所有者

- ・ 65歳以上の方が含まれる
- ・ 要介護者が含まれる（要介護 3～5）
- ・ 障がい者が含まれる  
（身体障害 1～4 級、精神障害 1～3 級、知的障害愛の手帳総合判定で 1～4 度）
- ・ 非課税者のみ

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧ください。または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ窓口】

足立区建築防災課耐震化推進係  
（足立区役所本庁舎中央館 4 階）  
TEL 03-3880-5317（直通）



## 資料 6 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」ときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1) 下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：050-5527-2305

(2) 24 時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3) 通話料は有料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



## 資料 7 足立区 LINE 公式アカウント

足立区では、令和 2 年 9 月 14 日に「足立区 LINE 公式アカウント」を開設しました。

「足立区 LINE 公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNS アプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1) ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>

(2) 主な配信情報

- ・ 台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）
- ・ 緊急でお知らせしたい重要な情報
- ・ 「あだち広報」発行情報（月 2 回）  
等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3) 災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、A-メールどちらにも配信します。



Memo